

(公印省略)  
介高第924-76号  
令和5年3月3日

各養護老人ホーム施設長  
各特別養護老人ホーム施設長  
各軽費老人ホーム施設長  
各介護老人保健施設管理者  
各介護療養型医療施設管理者  
各介護医療院管理者  
各有料老人ホーム設置者  
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者  
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部  
介護高齢課長 佐藤 貴彦

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒レベル  
の移行及び感染防止対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策への取組に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
標記「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒レベルについては、令和5年3月4日から県内全域において警戒レベル1になります。  
各警戒レベルにおける行動基準については、別添「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について（3月4日以降）」をご確認ください。  
なお、各施設におかれましては、下記事項に留意の上、施設及び職員の感染防止対策の徹底をお願いします。

#### 記

- 1 直接面会を行う場合、職員を含めて適切な感染防止対策を徹底した上で、各施設・地域の状況に応じて実施いただきますようお願いいたします。
- 2 職員に対して徹底した感染防止の取組を指導いただき、職員に症状がある場合は、出勤を控えさせるとともに、PCR・抗原検査等を受けるよう勧奨をお願いいたします。
- 3 高齢者施設・事業所等（市町村所管を除く）において、利用者又は職員の感染が確認された場合は、感染拡大防止を図るため、これまでどおり、当課及び施設等の所在地を管轄する保健所へ御連絡いただきますようお願いいたします。

#### 事務担当

福祉施設係（電話：027-226-2569）  
保健・居住施設係（電話：027-226-2566）  
居宅サービス係（電話：027-226-2575）

# 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（3月4日（土）以降）

## 1 要請を開始する日

令和5年3月4日（土）

〔 要請期間：3月4日（土）0時～当面の間 〕

## 2 要請する区域

群馬県内全域

## 3 ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「1」：35市町村

【参考】ガイドラインにおける「各警戒レベルにおいて想定される要請」

各警戒レベルにおいて想定される要請				
警戒レベル	県民	イベント	事業者	【参考】 県立学校
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 新しい生活様式の実践</li> <li>➢ ワクチン接種の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策を徹底の上、人数制限を行い開催 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 業種別ガイドラインの遵守</li> <li>➢ ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨</li> <li>➢ テレワーク、時差出勤の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li> <li>➢ 県外移動は十分注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（感染防止安全計画の策定 又は チェックリストの策定・公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレワーク、時差出勤を強く推奨</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（必要な範囲で学級閉鎖等）</li> <li>➢ 可能な限り通常登校</li> <li>➢ 部活動は、可能な限り通常活動（必要な範囲で一部制限や休止等）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出・移動自粛 ※</li> <li>➢ 県外移動は自粛 ※</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li> <li>➢ 酒類提供の制限 ※</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会の制限</li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 5人以上の会食回避 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イベントの中止・延期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 休業や施設の使用停止</li> <li>➢ 酒類・カラオケ設備提供の制限 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部活動は、状況に応じて全県で一部制限や休止等</li> </ul>

注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある  
 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある  
 ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある

※具体的には4以降の要請をご確認ください。

## 4 県民の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

### (1) 外出・県外移動について

- ・外出の際は「人と人との距離の確保」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。  
(3つの「密」の回避、換気の実施と適度な保湿)

### (2) イベント開催について【法第24条第9項】

- ・参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に感染防止安全計画を提出してください。  
なお、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超に該当しないイベントを主催される際には県HPにて公開している感染防止対策等についてのチェックリストに必要事項記入の上、イベントHP等で公開してください。
- ・イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

[必要な対策と人数上限、収容率の区分]

区分	必要な対策	人数上限 (※1)	収容率 (※2)
参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合	「感染防止安全計画」を策定し、県へ提出	収容定員まで	100%
上記に該当しないイベントを開催する場合	「感染防止策チェックリスト」を作成し、HP等で公開	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほう	100%

※ 人数上限(※1)と収容率100%(※2)のときの人数を比較して小さいほうを上限とする。

### (3) その他

- ・新型コロナワクチンには、感染・発症を予防する効果や、重症化を予防する効果があるため、ワクチン接種を積極的に検討してください。
- ・変異株に対しても基本的な感染防止対策(マスク・手洗い・換気など)が重要であり、更なる徹底をしてください。
- ・カラオケで歌唱する際はマスクの着用や他の利用者と十分な間隔を空け、機器

の消毒を徹底してください。

- ・大人数・長時間での会食、飲み会は感染リスクが高まることから注意してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

## 5 事業者の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

### (1) 感染防止対策の徹底について

- ・業種別ガイドラインの遵守をお願いします。【法第24条第9項】
- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
  - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
  - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、従事者を含めて、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

### (2) 勤務形態等について

- ・テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。

### (3) その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドライ

ンなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。

- LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

## 【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	・ 来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限（来訪者）、出勤停止（従業員）
	・ 発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔（四方を開けた席配置等）を確保する
	・ 入退出時、休憩場所、集合場所等での3密の環境を避ける
	・ 換気を行う （可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・ 密集する会議の中止 （対面による会議を避け、テレビ会議等を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	・ 来訪者、従業員の場面に応じたマスク着用（熱中症等対策が必要な場合を除く）、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 対面機会の削減（または、アクリル板等の設置）
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩出勤の推進
	・ 従業員数の出勤数の制限 （テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・ 出張の中止（テレビ会議などを活用）、来訪者数の制限
	・ イベント参加（開催）に当たっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る（よう呼びかける） ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

## 効果的な換気のポイント

第17回新型コロナウイルス  
感染症対策分科会提言

### 1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

#### 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

#### 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。